

笠岡市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

笠岡市教育委員会

Ⅰ 計画の趣旨, 現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務環境を改善し、健康を維持しつつ、専門性を最大限に発揮できる職場環境を整備することで、児童生徒の教育に活力をもって取り組めるよう、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立するために策定するものである。

第4期笠岡市教育振興基本計画で掲げる「共に未来を拓く、『たい』のあふれる教育」の実現には、教育職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画がめざす働き方改革は、単に労働時間を削減することに留まらず、業務の精選と効率化を推進し、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。働き方改革を通じて、教育職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

笠岡市教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、笠岡市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

なお、本計画における「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主任実習助手兼実習教諭、主任実習助手、実習助手、講師（常時勤務の者に限る。）養護助教諭、臨時の実習助手をいう。

(2) 本市の現状

○ 本市では教育職員の業務量の適切な管理を行うため、令和2年4月に笠岡市立学校管理規則を一部改正し、教育職員の時間外在校等時間月45時間以内、年間360時間以内として定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保を目指して取り組んできた。

○ 本市で導入している業務記録システムから把握した、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況については以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月33.2時間	32.9%	1.1%
中学校	月33.3時間	32.3%	1.9%

○ 月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校では32.9%、中学校では32.3%と多くなっている。小学校における学級担任としての業務や中学校における部活動指導の業務の負担の軽減等において課題がみられる。

- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

2 目標

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。
 - (1) 時間外在校等時間に関する目標
 - ・ 月当たりの時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
 - ・ 1年間における月当たりの時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
 - (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【令和7年度調査結果】
 - ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合、10%以下を維持する。【9.5%】
 - ・ 勤務実態調査において、「現在、仕事に『働きやすさ』を感じている」と回答した教育職員の割合を80%以上にする。【74.8%】
 - ・ 勤務実態調査において、「現在、仕事に『働きがい』を感じている」と回答した教育職員の割合、80%以上を維持する。【88.2%】
 - ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、生きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。
※【 】は岡山県教育委員会から示されている「令和7～10年度学校における働き方改革重点取組」の柱となる項目との関連を示している。

(1) 業務の3分類を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

【意識・業務】

- ・保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。【意識・外部】

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。【外部】

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。【外部】

◆保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。また、対応が困難な事案となることを未然に防ぐため、保護者に対して相談窓口（笠岡市総合教育相談支援センター）の周知徹底を図る。【外部】

ロ 教育職員以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市教育委員会から学校に発出される調査の回答にかかる事務負担を軽減する。【校務・DX】

◆ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・教育委員会と連携を図りながら、外部委託した ICT 支援員が中心となって行う。

【外部】

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定める「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」及び「地域展開（笠岡方式）実施計画」により、部活動の地域展開・地域連携を推進する。【部活】

ハ 教育職員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教師業務アシスタントを全校に配置する。【外部】
- ・ICT等の活用により、授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

【校務・DX】

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療若しくは福祉に関する専門人材による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあつては笠岡市総合教育相談支援センターを中心とした効果的な支援を促進する。【外部】

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。【業務】
- ・効果の薄い活動の見直しや清掃、放課後の活動時間の設定等、日課表の工夫を行う。【業務】
- ・小学校においてチーム担任制を導入する等、複数の教員で組織的に子どもを支える体制を推進し、教育職員の負担軽減と児童へのより多面的な支援を実現する。【業務】
- ・小中一貫教育の推進により、義務教育9年間の系統的なカリキュラムを実施し、学校間の連携を強化してなめらかな接続を図り、教育効果を高めるとともに、効率的な教育指導や校務運営につながる取組を促進する。【業務】

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・仕事と余暇のバランスのとれた豊かな生活の実現、時間管理意識の醸成を図るため、年次休暇の計画的な取得を促進する。
- ・時間外在校等時間が月80時間を超えた教育職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた教育職員について、当該職員が申し出た場合、医師による面接指導を実施する等必要な取組を行う。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談があった場合、必要に応じて保健管理医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。
- ・令和8年度中に、学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に7日間の一斉閉庁期間の設定を行う。

5 関連する取組, 今後のフォローアップについて

- ・時間外在校等時間の状況を把握し, 毎年度, 笠岡市教育委員会の HP で公表するとともに, 定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・専門的な知見を有する人材の確保に当たり, 関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については, 本市で導入している出退勤システムで把握し, その他の目標については, 本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・本計画の内容に照らして課題が見られるときは, 当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に, 時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や, 業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては, 当該年度中にも速やかに支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう, 様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに, 管理職を対象としたマネジメント等に関する研修を周知し, 積極的に活用するよう促す。各学校においては, 学校運営協議会における協議等も踏まえつつ, 本計画に基づき, 教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者, 地域の理解を促進するため, 市長部局と連携し, 保護者や地域に対して, 本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに, 具体の項目について協力を得られるよう取り組む。